

## 仕様書

### 1126号建物電源改修工事

件名	1126号建物電源改修工事	仕様書番号
名称	表紙	16
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科	令和5年6月5日	

# 仕様書

## 1 件名 1.1.2.6号建物電源改修工事

2 施工場所 滋賀県鴨居郡守山町 209-2 陸上自衛隊施設ヶ原駐屯地

3 複要 1.1.2.6号建物の電源改修工事 一式

## 4 一条事項

- (1) 本仕様書は、1.1.2.6号建物電源改修工事について適用する。
- (2) 本工事は、本仕様書による他、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書（電気工事編）

- (3) 特定化限り、本件に使用する材料は全て新品とし、監督職員の検査を受け合格したものと使用する。

(4) 現場の安全に関する管理は、現場代理人が責任者となり期連法令を遵守しに行う。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる。

(5) 勘察後、計画工事説明会を実施し、監督職員に示される着工届、現場代理人指名通知書の書類を提出するほか、監督職員に提出するものとする。

(6) 工事における撮影箇所は監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「常備写真撮影要領」（国基認第1号）に基づき行うものとする。

(7) 本仕様書の内容に疑いを感じた場合は、監督職員と協議の上内線等を確認する。また、本仕様書に明記のない事項であっても、技術上当然必要とする事項は請負者の負担において実施するものとする。

(8) 駐屯地での施工範囲については、監督職員の指示に従い、それ以外の区域に立ち入らないものとする。

(9) 請負者は、本工事に關わる全ての事項について、その内容が演出しないよう万全の処置を講ずる。

(10) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一破損若しくは汚損された場合には、請負者の負担において早急に補修し原形に復旧する。また事故発生時は、速やかに監督職員に報告する。

(11) 工事に必要な電気、水等は請負業者にて持ち込みとする。但し、本工事において電気、水等を官側から借用受けする場合には、監督職員と調整のうえ請負者負担により計器を設置し使用量の料金を官側の規定により支払うものとする。

(12) 作業時間の延長等を必要とする場合に監督職員と協議する。その他全て、障害物の処理及び滑溜に基づき適切に処理する。

(13) 旅費等により発生した金額を発生料（旅くす等）については、監督職員の指示する場所へ集積するとともに、要生村開書を作成し提出する。その他全て、障害物の処理及び滑溜に基づき適切に処理する。

## 5 特記事項

(1) 变換三相変圧器、変圧器用木製架台を交換する。また新設変圧器容量に適合する高圧カットオフヒューズの交換を行う。新設三相変圧器はトランサー油入り変圧器とする。

(2) 新設する変圧器用架台の材質は金属製とし、面給めつき加工を施した材料を使用するものとし、変圧器及びその他の機械部材に十分耐えられるものとする。

(3) 装材材料は、滑溜取扱いを施したもの又はステンレス鋼製とする。

(4) 1.1.2.6号建物東側屋外及び西側屋外に屋外用動力盤を新設する。動力盤は、電力量計付きとし、容量にメーター換算ができるように設計とする。ただし、1.1.2.6号建物両側は、電力量計は設置しない。

(5) 新設する動力盤及びブルボックスは防水加工品、SUS製とする。

(6) 変圧器、動力盤等、接地工事が必要な箇所には法令に基づき、接地工事を施す。

(7) 新設した変圧器の油添油は、請負者が抜き取り分りし、金属類は上記4一般事項(13)により処置する。

(8) 1.1.2.6号建物に既設の空調用電源線を新設する動力盤に接続する。完工後は1年間その責を負うものとする。

- 6 施工要領
  - (1) 分電盤のコンクリート基礎工事について、公共建築工事標準仕様書（電気工事編）第1編2.4.1参照し、実施する。
  - (2) 配管工事については、公共建築工事標準仕様書（電気工事編）第2編1.1～1.3、2.1.1～2.1.13、2.4.1～2.4.11、2.15.1～2.15.3参照し、実施する。
  - (3) 分電盤設置工事については、公共建築工事標準仕様書（電気工事編）第1.7.1～1.7.8参照し、実施する。
  - (4) 接地工事については、公共建築工事標準仕様書（電気工事編）第2編1.17.1～1.17.4参照し、実施する。
  - (5) 変圧器から駆動装置空線までの配線工事については、公共建築工事標準仕様書（電気工事編）第2編1.18.1～1.18.4、2.11.1～2.11.6参照し、実施する。
  - (6) 接地工事については、公共建築工事標準仕様書（電気工事編）第2編2.13.2、2.13.4～2.13.14参照し、実施する。

## 7 主要材料

- (1) 本工事に使用する資機材は、本仕様書に適合するものとし、再使用品及び再生資材を利用する事としたものを除きすべて新品とする。
- (2) 本工事に使用する主要な機材の製造者選定後、速やかに主要（資材・機材）発注先通知書を工事監督官に提出するものとする。
- (3) 使用する機材のメーカーのうち、下表に記載された機材については、同表中の製造業者等又はこれらと同等以上のものをとする。同等以上の確認は、以下の事項を満たすものとし、監督官と協議の上、その證明となる資料を提出し承諾を受けるものとする。仕様書に規定する要領の品質及び性能を有するものとし、次のアからカの事項を満たすものとする。

- ア、材料・機材等の品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

- イ、生産施設及び品質の管理が適切であること。

- ウ、安定的な供給が可能であること。

- エ、法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。

- オ、製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

- カ、販売、保守等の営業体制が整えられていること。

- シ、お、下表の摘要欄の●等は次による。

- 印：製作図を提出し、工事監督官の承認を得た後、製作工場等において工事監督官又は代行者立ち合いのうえ、試験を行い、試験成績書等を提出する。
- ◎印：製作図を提出し、工事監督官の承認を受け、搬入後に検査を受けるものとする。ただし、試験成績書等を適宜、提出するものとする。
- 印：製作図を提出し、工事監督官の承認を受け、搬入後に検査を受けるものとする。

適用 品 名	規 格 等
低圧ケーブル(EM-CCT、EM-BEF)	外部機関の認定等による
接地線	外部機関の認定等による
接地棒、接地鋼板	外部機関の認定等による
④ 動力盤	外部機関の認定等による
○ 高圧ガリブレーカ	外部機関の認定等による
◎ リアラバ油入り変圧器	外部機関の認定等による
柱上変圧器用架台	外部機関の認定等による
装材材料	外部機関の認定等による
端末処理材、電線端子材	外部機関の認定等による

注：外部機関の認定等とはいかに示すもの

(ア) (社) 公共建築協会「建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿」

(イ) J.I.S規格、J.A.S規格

(ウ) 耐火耐熱電線認定業務委員会認定マーク表示品 (J CMA)

(エ) 非常用配管装置等認定業務委員会認定マーク貼付品

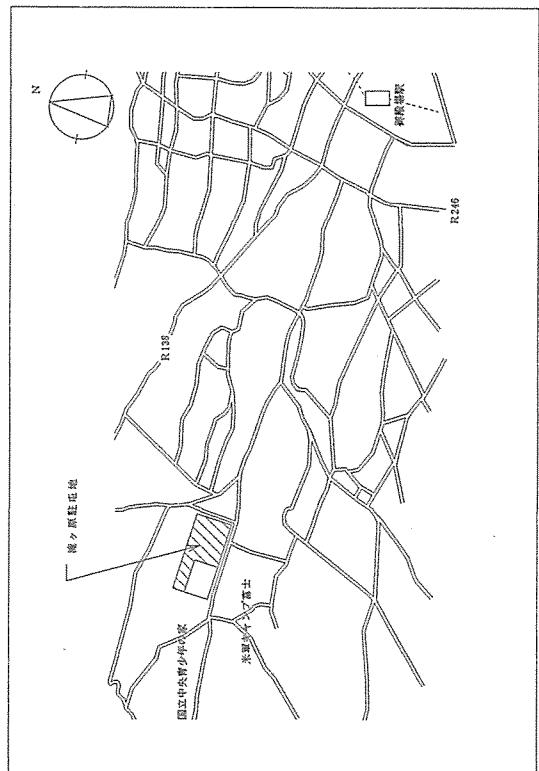
(オ) (財) 日本消防設備安全センターの性能認定マーク貼付品

(カ) その他

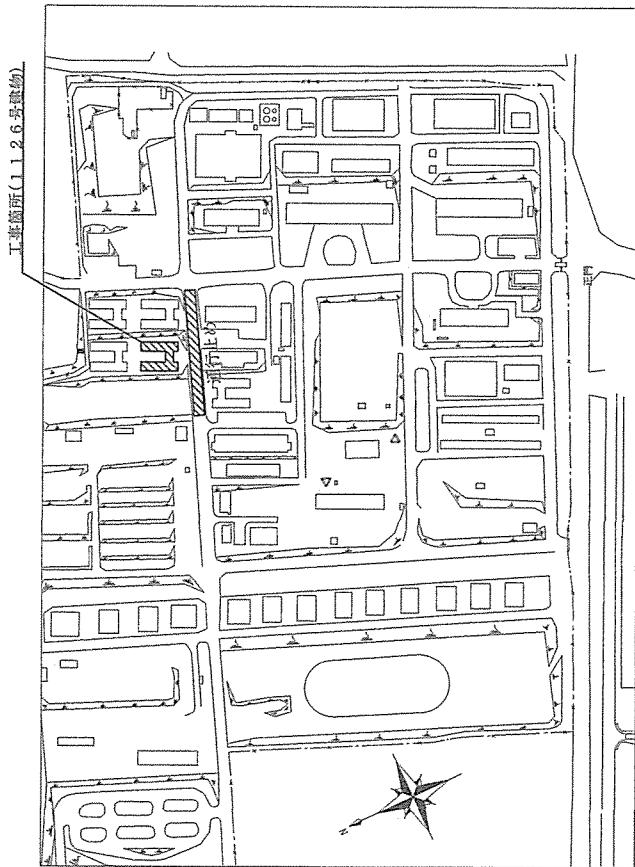
工事名称	1.1.2.6号建物電源改修工事	図面番号	1/7
図面名称	仕様書・案内図	縮尺	No Scale

滝ヶ原駐屯地業務隊管理科 令和 年 月 日

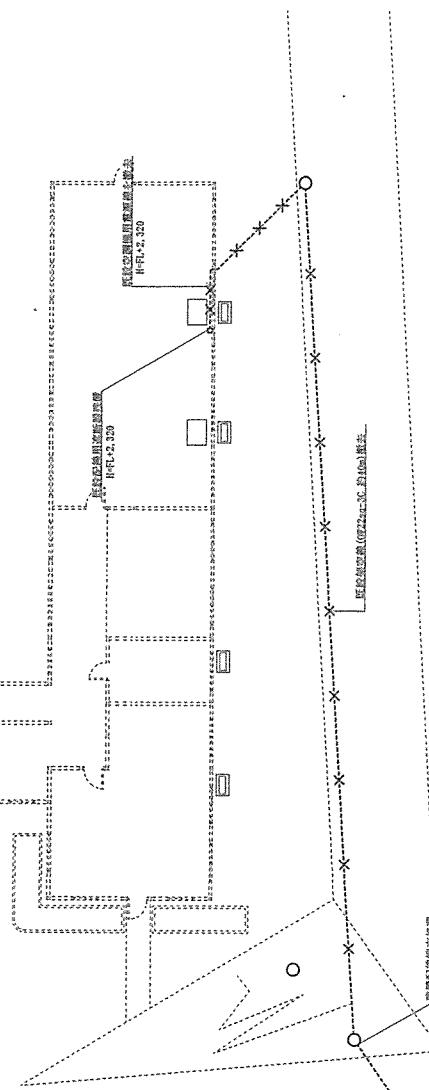
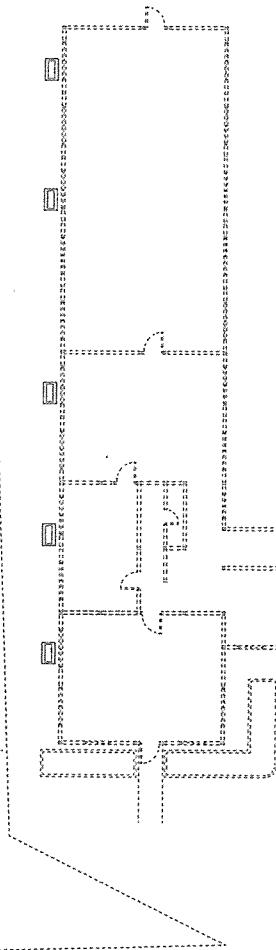
8 滝ヶ原駐屯地案内図



9 滝ヶ原駐屯地内建物配置図



工事名称	1126号建物電源改修工事	図面番号	2/7
図面名称	1126号建物動力設備撤去図	縮尺	No Scale
施設名	滝ヶ原駐屯地業務隊管理科	令和	年 月 日



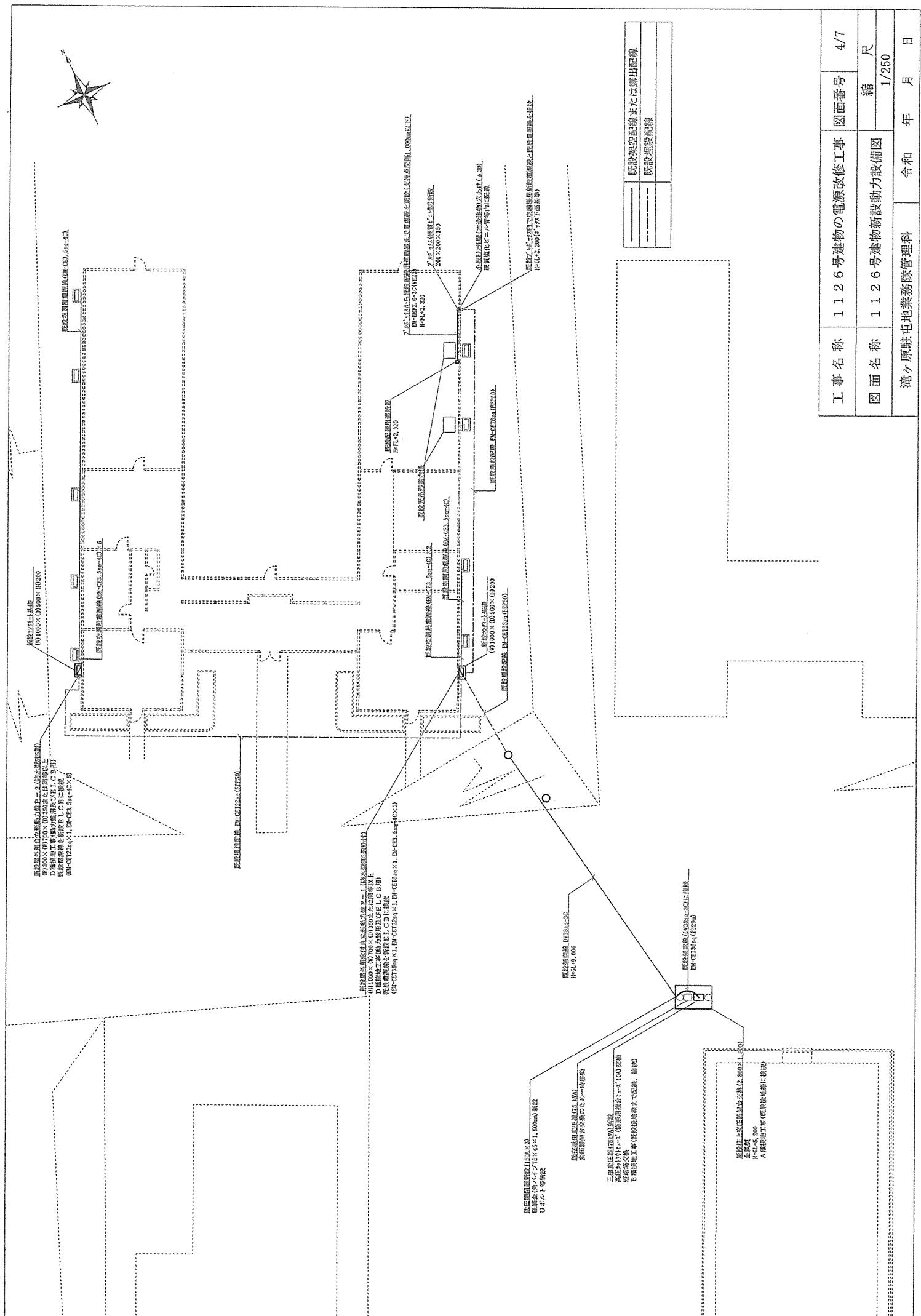
既設架空配線（位置）
既設架空前または撤出配線（撤去）

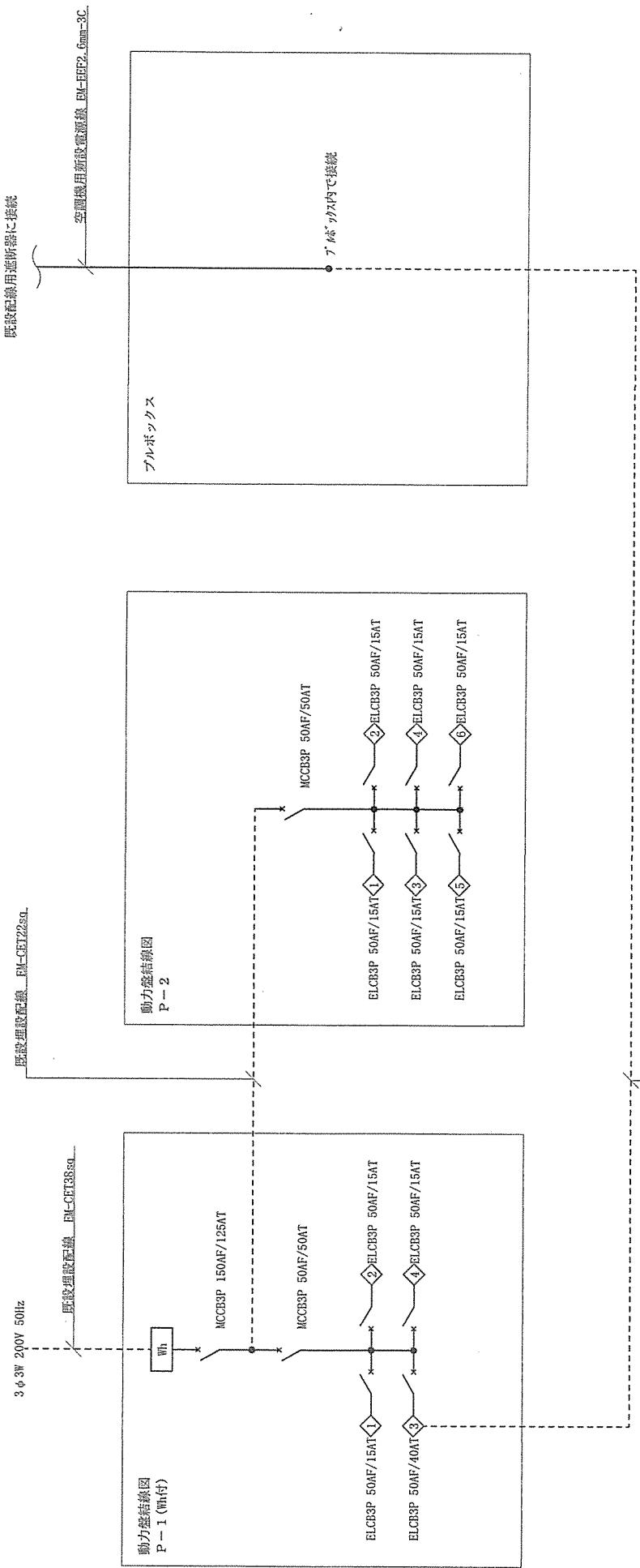
工事名称	1126号建物電源改修工事	図面番号	3/7
図面名称	1126号建物既設動力設備撤去及び新設図	箱尺	1/250

清ヶ原駐屯地業務隊管理科 令和 年 月 日

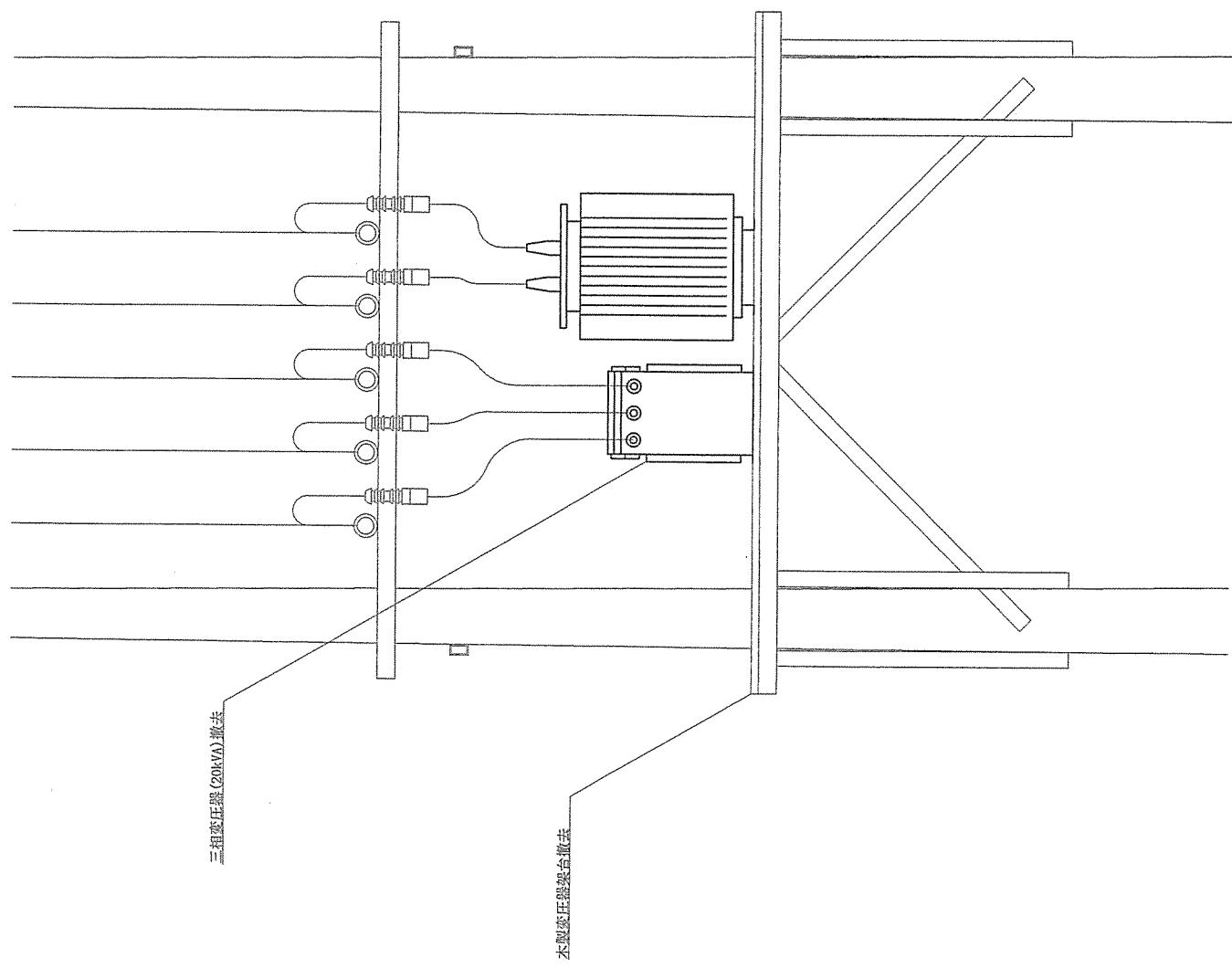
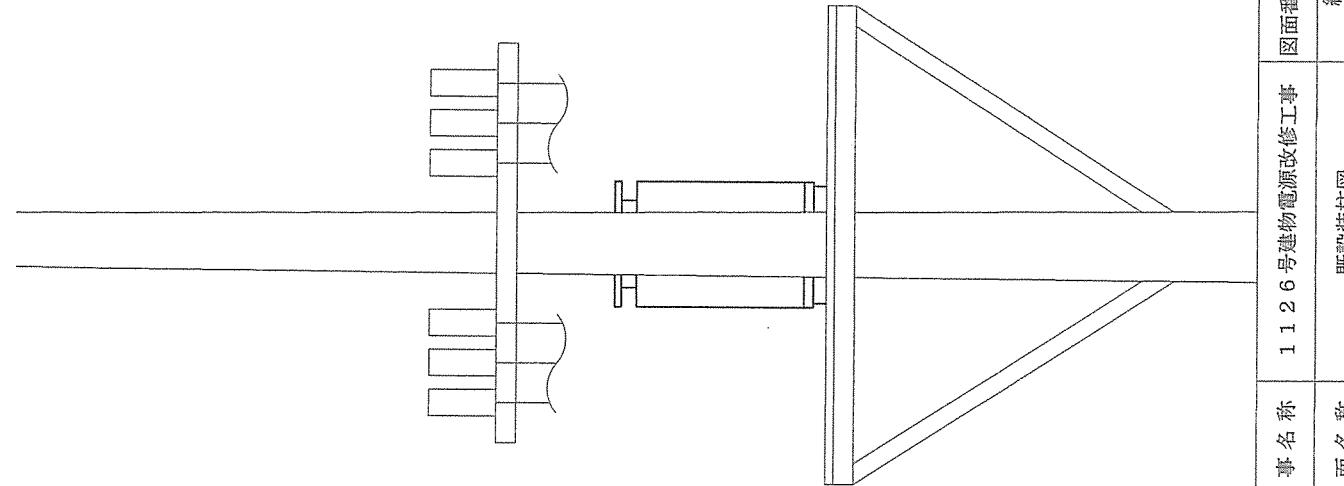
既存相変圧器(75 kVA)  
既存電気系統の上に接続  
既設三相変圧器(120 kVA)

在庫上記正規取扱会社  
HSL-2,320

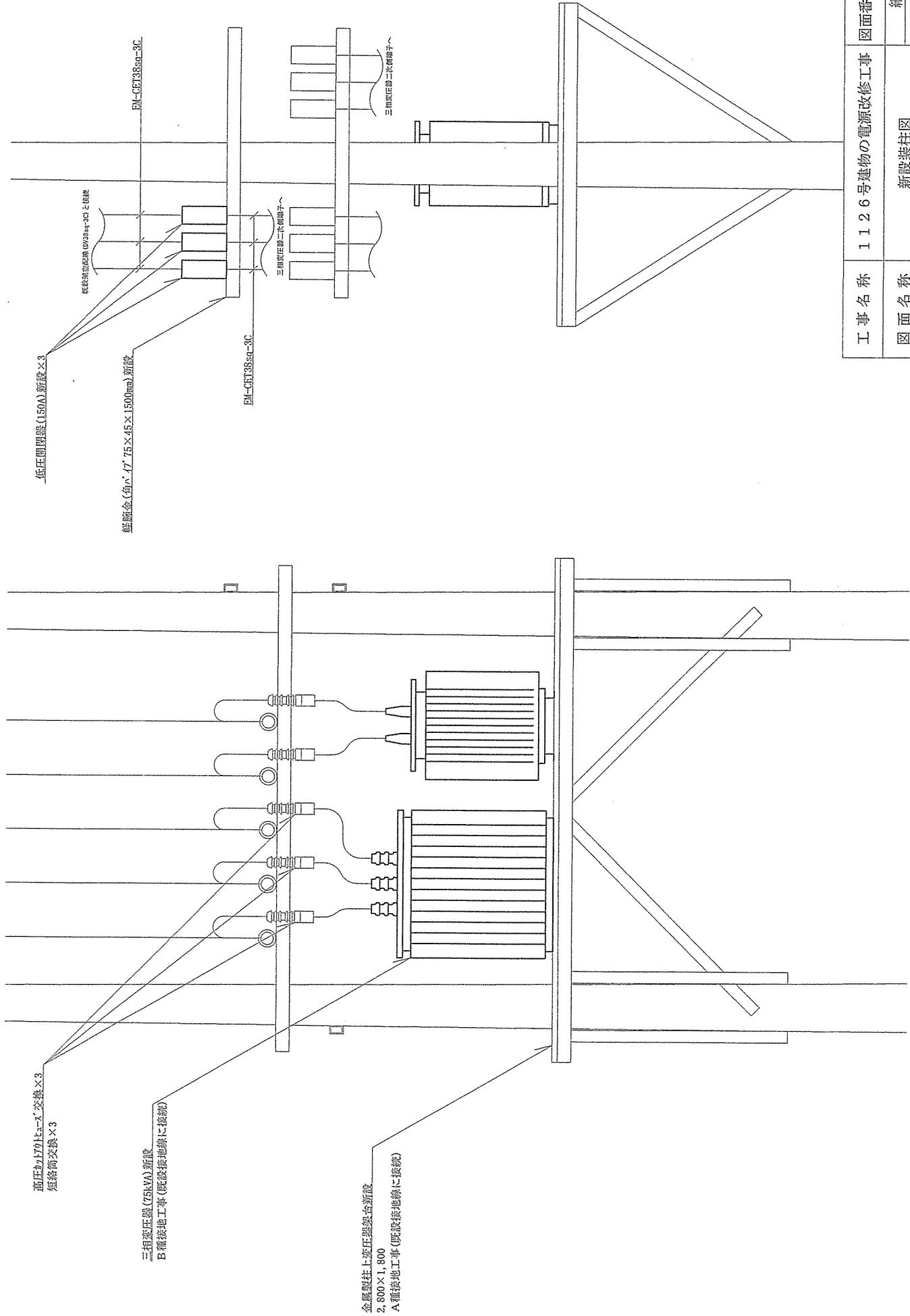




工事名称	1126号建物の電源改修工事	図面番号	5/7
図面名称	1126号建物動力盤接線図	縮尺	No Scale
備考	港ヶ原駐屯地業務隊管理科	令和年月日	



工事名称	1126号建物電源改修工事	図面番号	6/7
図面名称	既設柱柱図	縮尺	No Scale
備考	涌ヶ原駐屯地業務隊管理科	令和	年月日



工事名称	1126号建物の電源改修工事	図面番号	7/7
図面名称	新設柱図	縮尺	NoScale
清ヶ原駐屯地業務隊管理科	令和年月日		